社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 杉並育成園すだちの里すぎなみ

短期入所サービス重要事項説明書

1 事業者の概要

名称	東京都手をつなぐ育成会
法 人 種 別	社会福祉法人
法人所在地	東京都新宿区西新宿7-8-10 オークラヤビル2階
電 話 番 号	03-5389-2600
代表者氏名	理事長 佐々木 桃子
設 立 年 月	昭和47年3月

2 施設の概要

2 旭联》,枫安	
施設の名称	杉並育成園すだちの里すぎなみ
事業の種類	指定障害者支援施設
施設の所在地	東京都杉並区今川 2 - 1 4 - 1 2
電 話 番 号	03-5310-3361
事業所番号	1311500035 (平成18年10月1日指定)
施設の目的	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者
	支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者などにつき、当該
	施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事の介護、投薬等その他
	必要な支援を行うことを目的とします。
開設年月日	平成18年4月1日
施設の敷地面	敷地面積 3,289.82 m²
積·延床面積	延床面積 2,984.02 m²
入 所 定 員	入所 50名 短期入所 6名
運営方針	1. 地域社会の一員として地域と良好な関係を築きます
	2. 障害者の地域生活支援拠点としての役割を果たします
	3. 利用者が着実に地域生活へ移行していけるように運営します
	4. 利用者の権利擁護と苦情解決に努めます
	5. 関係機関、保護者等と連携して地域生活への移行に努めます
	6. 関係団体、関係機関と連携して地域生活に必要な支援ネットワ
	ークや人材育成等社会資源の整備に努めます
自己評価の実施	・職員倫理要綱および職員行動規範をもとに、各職員が自己評価を
状況	行い、サービスの質の向上に努めます
-VVD	リバ、ケーロハの食の同工に方のよう
職員への研修の	・施設内研修および法人その他による外部研修を通じて、職員の資

3 施設の職員体制

当事業所に勤務するサービス提供職員の設置状況については以下のとおりになります。なお員数は、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を下回らないものとします。実際の設置状況については、当該年度の事業計画によります。

管		理		者	兼務
サー	ービフ	マ管理	里責任	£者	
看		護		師	
生	活	支	援	員	
職	業	支	援	員	就労移行支援を行う場合
就	労	支	援	員	就労移行支援を行う場合

4 職員の勤務体制

職	種	勤務体制
管 理	者	8:45~ 17:45
生活支援	員	早番 7:00~ 16:00
		日勤 8:45~ 17:45
		遅番 12:30~ 21:30
		夜勤 16:00~翌10:00
		※別途勤務割り表による。
医	師	(内科嘱託医)原則毎月1回 (精神科嘱託医)原則毎月1回
看 護	師	8:45~ 17:45
栄 養	士	8:45~ 17:45
調理	員	業務委託: C T M サプライ
事 務	員	8:45~ 17:45

5 施設の設備等の概要

居室

居室の種類	室数	一人当たりの広さ	収納スペース	備考
1人部屋	56	8. 0 m²	含む	ベッド・収納

② その他設備

設備	の種	類	室数	備考
食堂	全•	引	10	食卓テーブル、ソファ、テレビ、キッチン
浴		室	10	
作	業	室	3	生産活動、作業活動、創作活動各グループに1つ
喫	茶	室	1	店舗
医	務	室	1	
静	養	室	1	

相	談	室	2	
多	目的	室	5	(1F) 1, (2F) 2, (3F) 2
地	域交	流	1	多目的ホール
ル	$\overline{}$	Δ		ビデオプロジェクター・大型スクリーン
洗	濯	室	1	業務用洗濯機・業務用乾燥機

6 施設サービスの内容

① 日常生活支援

食	事	食事時間 朝食 8:00~ 9:00
		昼食 12:00~13:00
		夕食 18:00~19:00
		・利用者の健康保持のため、適正な栄養のバランスのとれた食事を提
		供します。
		・季節感が楽しめるようにバラエティに富んだ食事を心がけます。
		・利用者の健康状態に配慮した治療食の充実に努めます。
		・調理はCTMサプライに業務委託をしています。
入	浴	原則毎日入浴することが可能です。
		ただし、利用者の心身の状況により入浴することが困難な場合は、清
		拭となる場合があります。
清	掃	利用者ができない部分は職員が援助して環境美化に努めます。
洗	濯	利用者ができない部分は職員が援助して衛生管理に努めます。

② 日中活動支援

利用者が充実して日中を過ごせるようグループ単位での作業活動や音楽、運動、リハビリなど必要に応じて個別、グループでの日中活動プログラムを提供します。

主な	よ活動	グル・	ープ	内	容
生	産	活	動	パン及びクッキー等製造と販売、	喫茶店の運営
生	活	訓	練	施設内外の清掃、洗濯ものの区分	け・たたみ
創	作	活	動	機織、結び織、ビーズ、紙すき	
作	業	訓	練	企業からの下請け作業	

③ 余暇活動等支援

行 事	・文化祭、納涼会、望年会などの行事があります。
	・参加にあたっては、参加費など自己負担していただく場合があります。
外出支援	・休日は、利用者のニーズに合わせて買い物等の外出を支援します。
	・外出に当たっては、交通費など自己負担していただく場合があります。

④ 保険医療サービス

健康管理	・日常的に看護師と生活支援員が協力して健康管理に当たります。
	・緊急時その他必要に応じ協力医療機関等に通院します。
服薬管理	・誤薬などのないよう、必要に応じ看護師及び生活支援員が管理させて
	いただきます。
通院・治療	・協力医療機関への通院・治療については、当施設において対応します。
	・利用者及び家族が協力医療機関以外への通院を希望される場合、原則
	として家族の方に対応をお願いします。
	・なお、入院中は家族の方の対応となります。

⑤ 預り金管理

預り金管理	・当施設では、施設入所支援事業において預り金等管理規程を定めてお
	り、これを準用し利用者のご希望によりこの規定に基づいた金銭管
	理サービスをご利用いただけます。
	・金銭管理サービスの対象となるのは、日常的に購入するものの代金等
	小口の金銭です。非日常的な高額金銭や証券・土地等は施設では管
	理できませんので、ご了承ください。
	・入出金については、その都度記録を行い、事前または事後に利用者の
	承認を得ます。
	・入出金の明細については、利用終了時にお示しします。

⑥ 施設外との交流

喫茶店運営	喫茶店運営で外部の人とのふれあいをはかります。
ボランティア	ボランティアを積極的に受け入れ交流を図るとともに、行事・外出等
との交流	を支えていただきます。
実習生等の受	大学・短大・専門学校の実習生の他、高校・中学生の体験実習等も受
け入れ	け入れ、障害者理解の啓発に努めます。

⑦ 原則送迎サービスの提供はありません。

7. 利用料金

(1)障害者総合支援法に基づく介護給付費支給対象サービス利用者負担額 お支払いいただく利用者負担金は、サービス費用の原則1割の額となります。 月額負担上限額については、受給者証に記載された額となります。

利用者の出身世帯が他の区市町村に転出する場合や受給者証内容に変更があった場合など、利用者負担額が変わることもありますので、必ず施設まで連絡をお願いします。

(2) その他の料金

食	事	(1	. <u>f</u>	ます	ら た	. ŋ)	朝	食400円	昼食600円	夕食550円
光		熱	!		水		費	2 2	26円/日		
預	り	金	垒	争	管	理	料	ç	3 3 円/日		
個人で使用する日用生活品の 購入 (下着、歯ブラシ等)								実	費		
	人 (. 「 1	I ,	圏ノ	ノフ	ンき					
教		養	妙	무	楽		費	実	費		
そ	\mathcal{O}	他	日	常	生	活	十	+	走		·
必	要	کے	な	る	諸	費	用	実	費		

このほか、特別な食事に係る費用、また利用者の事情により必要となる嗜好品、通院・入院等治療、記録等複写代に関わる自己負担額等は、その実費について利用者の負担となります。

(3) 食事のキャンセル

利用期間前及び利用期間中において、食事について、急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

- ・サービス提供日の3日前までにご連絡いただいた場合 無料
- ・サービス提供日の3日前までにご連絡いただけなかった場合 全額 ただし、ご利用の3日前までとは土日祝を除きます。また本説明書8(2)サービスの終了による場合は、無料とします。

(4) 支払方法

上記利用料金の支払いは、後日郵送にて請求書を送付しますので、月ごとにお支払いください。

- ①事業所は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月中旬までに送付します。
- ②利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月27日までに支払います。
- ③事業所は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。

8. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始
 - ① 障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で、当施設の短期入所の利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当施設の利用に係る手続についてご説明します。
 - ② ご利用に当たっては、適切なサービスを提供するために、事前に面接を行い、 心身の状況、病歴等の情報提供をしていただいた上で、当施設の短期入所利用 契約を結んでいただきます。契約期間は、障害福祉サービス受給者証の支給決定の有効期間満了日までとします。

ただし、引き続き同サービスの支給決定を受け、利用者から契約終了の申し 出がない場合は、契約は自動的に更新されるものとします。

③ 契約期間中の利用期間は、「契約書別紙」に定めるとおりとします。

- ④ 受付時間は、原則平日の午前 10 時より午後 5 時です。但し、緊急の場合はこの 限りではありません。
- ⑤ 利用予約受付は、次の通りとします。
- ・杉並区民の方は、利用する日の属する月の3ヶ月前の同日から
- ・それ以外の方は利用する日から起算して1ヶ月前の同日から

(2) サービスの終了

- ① 利用者は、事業者に対して3日前までに申し出ることによりサービスの利用の中止、また文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- ② 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 事業者は、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにサービスの提供を中止することができます。
- ・伝染性疾患により他の利用者の生命あるいは健康に重大な影響を及ぼすおそれ がありかつ治療の必要がある場合
- ・利用期間中に利用者が急病により入院した場合
- ④ 事業者は、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちに この契約を解除することができます。
- ・利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、催告を受け取ってから7日以内に支払われない場合
- ・利用者が、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合
- ・天災、災害その他やむを得ない事由により施設を利用されることができない場合
- (3) 次の各号に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 短期入所サービスについての支給決定が取り消された場合
 - ② 利用者が死亡した場合

9. 当施設ご利用に際し留意いただきたい事項

面会・外出・外	面会、外出、外泊は自由です。ただし、利用者の精神面や活動状況
泊	への配慮により制限させていただく場合があります。
飲 酒	マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけない程度にお願いします。
喫煙	喫煙コーナーでお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。
居室等の利用	施設内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等
	が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用
	者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。

宗教活動等	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動等
	はご遠慮ください。
貴重品の管理	原則として療育手帳やサービス受給者証などの貴重品は、入所時に
	施設で管理いたします。必要に応じ利用者にお渡しし、退所時返却
	いたします。

10. 緊急時の対応方法

利用者の容態に急変があった場合は、協力医療機関または利用者の指定する医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡します。

【緊急連絡先】

	氏 名	1
1	住	Ī
	電話番号	
	続が	ý
	氏 名	1
2	住	Γ .
	電話番号	
	続が	<u> </u>

11. 近隣医療機関など

① 当施設の嘱託医は次の通りです。

氏			名	渕之上クリニック	渕之上	王子クリニック	洲鎌倫子
				眞澄			
診	療	科	目	内科 (嘱託医)		精神科 (嘱託医)	

② 当施設が利用する近隣医療機関は次の通りです。

医	療核	幾 関	名	診療科目	住所	電話番号
小	林	医	院	内科	杉並区今川 1-17-15	3396 - 3775
荻	窪	病	院	内科・小児科、外科・	杉並区今川 3-1-24	3399-1101
				整形外科・皮膚科、		
				泌尿器科、耳鼻咽喉		
				科、眼科他		
王	子クリ	リニッ	ク	内科、小児科、神経	北区赤羽南 2-10-20	3903-3311
				科、精神科		

12. 非常災害時の対応

非	常 時	の対	寸 応	別途定める「消防計画」により対応します。
防力	大管 玛	里責任	壬者	主任生活支援員:松見 光
避	難	訓	練	防災教育、避難訓練等を年 10 回実施します。
防	災	設	備	・自動火災通報装置 ・スプリンクラー ・ガス漏れ報知器

13. この契約に関する苦情・相談窓口

当施設ご利用相談・苦情窓口

担	当	者	副施設長:二宮 史子
電	話 番	号	5 3 1 0 - 3 3 6 1
受	付 時	間	平日9時30分~17時30分

当施設以外に、法人本部の苦情相談窓口でも相談・苦情を受け付けています。

担	当	部	署	「苦情解決第三者委員会」	受付担当:田島	玲子
電	話	番	拾	5 3 8 9 - 2 6 0 0		
受	付	時	間	9時30分~17時		

当施設以外に、杉並区の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担	当	部	署	杉並区保健福祉サービス苦情調整委員事務局
電	話	番	号	03-3312-2111
受	付	時	間	9時00分~17時00分

当施設以外に、各所管区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担	当	部	署	
電	話	番	岩	
受	付	時	間	

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担	当	部	署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電	話	番	号	5 2 8 3 - 7 0 2 0
受	付	時	間	9時30分~17時

14 第三者評価の受審について

当施設では東京都福祉サービス第三者評価を受審しています。

評価機関名		直近受審日	
特定非営利活動法人	福祉経営ネットワーク	令和3年8月5日	

(契約をする場合は、以下の確認をすること)

障害者短期入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項

を説明しました。

令和 年 月 日

事業者									
(所名	E地)	東京都杉並区今川2-14-12							
(名	称)	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会							
		杉並育成園すだちの里すぎなみ	印						
(説明	月者)	所属 杉並育成園すだちの里すぎなみ							
		氏名	印						
私は契約書及び本書面により、これから入所する障害者支援施設の重要な事項につ									
いて、事業者から説明を受け、同意し、交付を受けました。									
利用者									
1 4/ 11	前) 〒								
()	//// <u>'</u>								
(氏	名)		即						
(代理人家	•								
(住	所) 〒								
(氏	名)		印						